2 政令指定都市における取組事例

(1)	公共工事の競争参加資格審査における項目設定の事例89
(2)	物品の購入等の競争参加資格審査における項目設定の事例…94
(3)	総合評価落札方式における項目設定の事例96
(4)	その他の公共調達における項目設定の事例98
(5)	公共調達以外における独自の取組事例102

2 政令指定都市における取組事例 (1) 公共工事の競争参加資格審査における項目設定の事例

		1	2
市名		札幌市	さいたま市
担当局課名		子ども未来局子ども企画課	財政局契約管理部契約課
L	連絡先	011-211-2982	048-829-1179
	導入時期	平成20年10月	平成21年4月
	男女共同参画等 の項目名	ワーク・ライフ・パランス認証企業	平成21・22年度: 女性のチャレンジ 平成23・24年度: 女性技術者の雇用
	男女共同参画等 の項目の概要 (内容・配数(内容・配数(円) 対関係の上 観点数の上	札幌市ワーク・ライフ・バランス取組企業認証を受けている者で、下記ア、イのいずれ かに該当する者 ア 常時雇用する労働者が101人以上で、ステップ3(先進取組企業)の認証を取得し ている企業 イ 常時雇用する労働者が100人以下で、ステップ2(行動計画策定企業)またはステッ ブ3(先進取組企業)の認証を取得している企業 :5点/390点	建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する専任の技術者(実務経験のみによるものは除く。)になり得る女性技術者が1人以上常動している場合(従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。 【対象者及び対象業種】対象者: さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者申請業種: 申請全業種 【配点】10点/200点
	申請等に必要な書類		女性技術者の資格者証及び常勤していることがわかる書類の写し(管理技術者証、施工管理技士検定合格証明書、健康保険証等)
	実施に当たって留意・工夫した点		技術者資格証等は、様式が様々であり、技術者資格証で申請企業との雇用関係が確認できない資格証については、雇用関係が確認できる書類の提出を依頼し確認を行う。
	対組の実績・効果	この取組を実施することにより、建設業において、ワーク・ライフ・バランスが認知されるようになり、認証を取得する企業が増えた。 (H24.3.31現在の建設業の認証企業99社、全体の32.8%)	・女性技術者を雇用する「市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する企業」は、全体の約11%程度である。 ・取組みにおける効果は企業側の経営努力等によるものなので一概には判断できない。
	7 今後の課題	さらに多くの企業にワーク・ライフ・バランスの意義を周知するための方策。 認証取得済の企業に対して、さらなる取組推進に向けた支援方法。	現在のところ検討事項となる課題はないが、評価の概要や配点等に関しては、その 時々の実情を踏まえて、適宜検討していくものとする。
	その他特記事項	(参考) 札幌市ワーク・ライフ・バランス取組企業認証〇ステップ1 取組推進宣言企業(具体的な取組を決めて宣言した企業) 1 札幌市内に事業所があること 2 ワーケ・ライフ・バランス取組宣言シートにより、取組内容を明らかにすること 3 就業規則を労働基準監督署に届け出ていること(従業員数10人未満の企業は不要) ○ステップ2 行動計画策定企業(一般事業主行動計画を策定した企業) 1 ステップ1の要件を満たしていること 2 一般事業主行動計画を策定し、届け出ていること ○ステップ3 先進取組を決合を実に、をと回る取組を行っている企業) 1 ステップ2の要件を満たしていること 2 労働関係法令に基づく最低基準を上回る制度を規定し、取り組んでいること	
	参考URL	http://www.citv.sapporo.ip/kodomo/iisedai/wlb.html	http://www.citv.saitama.ip/www/contents/1042606441532/files/hattvusvabetsu.odf

	2	3
市名	さいたま市	千葉市
担当局課名	財政局契約管理部契約課	市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課
連絡先	048-829-1179	043-245-5060
1 導入時期	平成21年4月	平成21年4月
2 男女共同参画等の項目名	平成21年度: 子育て支援	子育て支援
男女共同参画等 の項目の概要 3 (内容、配点数 女関係の上限) 観点数の上限)	次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条第4項の規定による届出を労働局へ提出した場合(申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること。) 【対象者及び対象業種】 対象者: といたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者申請業種:申請全業種 【配点】20点/200点	
4 申請等に必要な書類	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し	
5 実施に当たって留 意・エ夫した点		
6 取組の実績・効果	・一般事業主行動計画を策定し次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定による届出を労働局へ提出している「市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する企業、以北、全体の約17%である。 ・取組みにおける効果は企業側の経営努力等によるものなので一概には判断できない。	うち一般事業主行動計画策定業者数 202者
7 今後の課題	現在のところ検討事項となる課題はないが、評価の概要や配点等に関しては、その 時々の実情を踏まえて、適宜検討していくものとする。	
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.citv.saitama.ip/www/contents/1042606441532/files/hattvusvabetsu.odf	http://www.citv.chiba.ip/zaiseikvoku/shisan/keivaku/keivakukakiteisvu.html

		4	5
	市名	川崎市	新潟市
	担当局課名	財政局契約課	財務部契約課
r	連絡先	044-200-3695	025-226-2217
1	導入時期	平成19年4月	平成21年4月
2	男女共同参画等 の項目名	男女共同参画	男女共同参画
3	男女共同参画等 の項目の概要 (内容・配数 女関係・記数 の上 観点数の上 関・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・平成17年度から本市独自の事業者の評価として「主観評価項目制度」を実施しており、その評価項目の一つとして平成19年度から「男女共同参画」を追加。 ・評価項目: 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者: 10点/60点(主観評価項目制度実施要綱第2条1号に該当する項目)	1 育児休業制度を就業規則等に規定している:5点 2 介護休業制度を就業規則等に規定している:5点/70点 ※1,2の両方に該当する場合は、加算点は合計で10点とする。
4	申請等に必要な書類	都道府県労働局受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」	就業規則の写し ※加点にはならないが、以下の項目に該当する場合、申請時に確認している。 ・現在までに、育児・介護休業の取得があった。 ・育児や介護をする職員の勤務時間の短縮やフレックスタイム制度の導入等を行って いる。
5	実施に当たって留意・工夫した点	主観評価項目制度自体が、事業者の技術力の向上及び社会的貢献への意欲の向上を図る目的で実施しており、男女共同参画もその一環として導入した。 なお、当該制度の登録申請できる事業者は、市内事業者の保護・育成の観点から市内業者(本店所在地が本市内)又は準市内業者(本市内に事業所・営業所がある業者)に限定している。 また、当該制度の登録自体は、任意申請であり、競争入札参加資格申請の必須要件ではない。	
6	取組の実績・効果	事業者の社会貢献への意欲の向上	・平成21・22年度競争入札参加資格者名簿では、1839社のうち1037社が、男女共同参画の主観点加算されていた。 ・現在、平成23・24年度では、1747社のうち1007社が主観点加算されている。
7	今後の課題	現時点では、制度の見直し等の予定はない。	現時点で加点の内容について、変更する予定はない。
8	その他特記事項	項目3における点数は、本市独自の制度内での得点であり、経審点に加点するもので はない。	
9	参考URL	http://keivaku.citv.kawasaki.ip/epc/docs/keivakukitei.htm	http://www.n- jouhou.city.niigata.lg.jp/epco/keiyaku/koujikeiyakutop/gyousyatouroku_240607.htm

		6	7
	市名	京都市	神戸市
担	旦当局課名	文化市民局男女共同参画推進課	市民参画推進局市民生活部男女共同参画課
	連絡先	075—222—3091	078-322-5179
1 導力	入時期	平成21年6月	平成23年12月
	女共同参画等 項目名	男女共同参画及び子育て支援	次世代育成・男女共同参画支援
の 3 (内 女	項目の概要 P容、配点(男	・事業者における男女共同参画及び子育で支援の取組を促進するため、工事契約の格付(市内中小事業者を対象)において、次の評価項目を設定 ・評価項目 1 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届けている事業者:5点 2 格付対象工事種別に応じた次のいずれかの国家資格を有する女性の技術者を雇用している者 ア 建設業法第27条第1項の規定による技能検定に合格した者 イ建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を要素法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を対しる者 ウ建築士法第4条第1項の規定による一級建築士若しくは同条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士(建築工事に限る。):5点/【520点(工事),270点(測量・設計等)】	平成24・25年度神戸市工事請負競争入札参加資格申請における等級格付において、主観点数の項目に、新たに「次世代育成・男女共同参画支援」を追加する。 ●認定基準及び加算点 以下の要件のうちいずれかひとつを満たすもの:5点 以下の要件のいずれも満たすもの:10点 1 国又は神戸市における表彰の受賞 要件:男女共同参画推進に関して、平成15年度以降に国の「均等・両立推進企業表彰」或いは神戸市の「こうべ男女いきいき事業所表彰」を受賞していること 2 一般事業主行動計画の策定 要件:「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定(平成24年1月31日現在有効なもの)し、都道府県労働局へ届け出ていること
4 申書	請等に必要な 類	1 都道府県労働局の受理印が押印された一般事業主行動計画の写し 2 技術者調書	1 表彰状の写し 2 都道府県労働局の受理印が押印された一般事業主行動計画の写し
	施に当たって留 ・エ夫した点		認定基準と加算点について、他の基準との公平感をどう担保するか。
6 取	組の実績・効果		
7 今1	後の課題		工事請負以外の業種へどう広めていくかが課題
8 70	の他特記事項		
9 参	考URL		

		8	9
	市名	広島市	北九州市
	担当局課名	財政局工事契約課	契約室管理課
	連絡先	082-504-2280	093-582-2545
1	導入時期	平成18年4月	平成21年6月
2	男女共同参画等 の項目名	男女共同参画・子育て支援	子育て支援、男女共同参画
3	男女共同参画等 の項目の概要 内容、配点、男 女関係点数 の上 観点数の上限	1 申請業者が、申請日において次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している場合又は同法第13条の規定に基づく認定を受けている場合、あるいは申請日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている場合。5点~205点アの周府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ支援賞又は女性のチャレンジ賞特別部門賞(申請者の代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。) イ 内閣府が行う子どもと家族を応援する日本功労者表彰(申請者の代表者が受賞している場合を含む。) イ 内閣府が行う子どもと家族を応援する日本功労者表彰(申請者の代表者が受賞している場合を含む。) イ 内閣府が行う为等・両立推進企業表彰工 広島市男女共同参画推進事業所表彰 オ 広島市子育てに優しい事業所表彰 2 申請業者が、申請日において建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号又は第15条第2号に規定する資格(実務経験のみにより資格を有することとなるものは除く。)を有する女性技術者を1人以上雇用(1年間以上雇用しているものに限る。)している場合:5点/205点	1 国、福岡県または北九州市の表彰の受賞を受けている者で、登記簿上の本店と建設業法の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者に加点する:10点2次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している者で、登記簿上の本店と建設業法の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者に加点する。ただし、常用雇用者数301人以上の場合は、行動計画に定めた目標を達成している者に加点する。:10点
4		1 「一般事業主行動計画」の写し(労働者100人以下の事業所の場合)若しくは「基準 適合一般事業主認定通知書」の写し(労働者101人以上の事業所の場合)又は子育で 支援・男女共同参画推進に対する表彰状の写し 2 女性技術者の資格者証及び保険証の写し	
5	実施に当たって留 意・エ夫した点	社会的貢献度の高い業者が受注しやすい環境を作るため、登録種目のうち等級設定 をしている「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「舗装工 事」について審査事項に主観点として導入することとした。	社会貢献等の高い地元企業を育成し、地域経済振興のため、従来より取り組んでいる 「地元企業優先発注」をより促進させる。
6	取組の実績・効果	平成22年11月に申請を受け付け、平成23年4月に認定を行なった1, 788事業者のうち加点対象となったものは257事業者(14.5%)である。	標記項目の導入時(H21・22年度)は、対象企業1.814社中9社であったが、次回受付時(H23・24年度)では、対象企業1,760社中107社に増加しており、社会貢献の認識が高まってきている。
7	今後の課題		・年々地元企業の社会貢献意識は高まってきているが、対象業者の約6%程度である。 ・評価項目を導入し3年しか経過していないため、今後の推移を注視していきたい。また、項目について現在のところ変更の予定はないが、他都市の動向等を参考にしながら、必要に応じて検討することが望ましいと考える。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.city.hiroshima.lgjp/www/contents/000000000000/1266813446048/inde x.html	